

令和7年6月17日

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部

城東第二支部

支部長 竹林 香代 殿

江東区長

大久保 朋 果



「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の運用開始
について（協力依頼）

平素より江東区の人権推進事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本区では、性別等にかかわらず、性の多様性が尊重され、価値観や生き方など様々な違いに理解のある社会を促進し、事実婚を含む婚姻関係にないパートナーの二人やその親族が家族として暮らしやすい環境づくりにつなげるため、「江東区男女共同参画条例（平成16年江東区条例第1号）」を一部改正し、「江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」（以下「制度」という。）を創設して、令和7年7月1日から運用を開始することとなりましたので、下記の通りお知らせ申し上げます。

貴会におかれましては、会員の皆様へのご周知等につきまして、お取り計らいくださいますようお願い申し上げます。また本制度の趣旨を踏まえ、貴会の事業活動や福利厚生にご活用いただくなど、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 制度の概要

○パートナーシップ宣誓制度

性別等にかかわらず、LGBT等のパートナーの二人や事実婚のパートナーの二人がパートナーシップ宣誓書を提出し、区が受領証明書及び受領証明カード（以下「受領証明書等」という。）を交付する制度

○ファミリーシップ宣誓制度

パートナーシップにある二人の子又は親との家族としての関係を受領証明書等に記載するため、ファミリーシップ宣誓書を提出し、区が受領証明書等を交付する制度

2 制度の特徴

○法律上の婚姻と異なり、本制度により法的な効果を生じさせるものではありません。

○宣誓書の提出者は、区の行政手続きを円滑に行えるなど、生活上の困難を改善することにつながると考えております。

※区内在住（同居要件は求めない）、外国籍も対象

3 受領証明書等の活用

区の行政サービス事業における活用を図るほか、東京都パートナーシップ宣誓制度との連携（都の都民向けサービス事業における活用）を予定しております。

今後区の受領証明書等の活用が広く社会で図られるよう、当事者の方々から受領証明書等の提示を受けられた際は、本制度の趣旨をご理解の上、性別等にかかわらないパートナーや事実婚などの多様な家族のあり方に配慮したご対応にご協力をお願いいたします。

4 制度の詳細について

区ホームページ

（受領証明書等の様式や制度利用者向け手引き等も掲載しています）

<https://www.city.koto.lg.jp/058800/partnership/about.html>

※6/24（火）以降公開予定



【問合せ先】

江東区総務部人権推進課男女共同参画係

電 話：03-3647-1163（直通）

メール：0587010@city.koto.lg.jp